

四日市市告示第 69 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 2月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	八田17号線	八田一丁目1901-5	4.0~7.0	34.9
		八田一丁目1901-7		
2	札場17号線	朝明町字持光寺山2497-7	3.0~4.0	52.0
		朝明町字持光寺山2497-1		